

Run Pit 会員規約について

下記 RunPit 会員規約、Run Pit 会員規約細則及び Run Pit Point 規約（以下総称して「会員規約等」という）
をご確認の上、RunPit 会員登録申込書に必要事項をご記入下さい。

◆Run Pit 会員規約◆

- 第 1 条（適用）**
Run Pit 会員規約（以下「本規約」という）は「Run Pit」（以下「本クラブ」という）の会員及び本クラブに入会しようとする方に適用されるものとします。
- 第 2 条（目的）**
本クラブは、本クラブの会員が本クラブの運営する施設（以下「本クラブ施設」という）を利用し、心身の健康維持・増進に努めることを手助けするとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。
- 第 3 条（運営）**
本クラブの運営及び本クラブ施設の運営・管理は、「KDDI 株式会社」（以下「会社」という）が行います。
- 第 4 条（会員制）**
1.本クラブは会員制とします。
2.会員の本クラブ施設の利用範囲及び条件等は、会員規約等に定めたとおりとします。
3.会員は、本クラブ施設を利用する時には、常に会員証を提示しなければなりません。
4.会員は会員証を紛失又は破損した場合はすみやかに所定の手続に従い、本クラブに再発行の申請をするものとします。なお、会員証の再発行手数料は 100 円とします。
- 第 5 条（施設利用料等）**
1.本クラブ施設の利用料（以下「施設利用料」という）は、1 回あたり 900 円（税込）とし、その他の利用料金についてはプラン毎に会社が別途定めるものとします。
2.会員が初めて本クラブ施設を利用する際には、新規登録手数料 400 円がかかります。なお、本クラブのホームページ（<http://runpit.jp/>）（以下「本ホームページ」という）上に掲示する申込書を印刷し必要事項を記入し本クラブ施設にて提出いただいた場合、新規登録手数料は 200 円となります。
3.会社が、会員毎に個別に特典（本クラブが別途指定するランニングアプリ利用時の割引など）を付与する場合には、1 回あたりの施設利用料から特典の割引金額を割引くことができるものとします。
4.前項に定める特典の詳細については本クラブ施設または本クラブのホームページ（<http://runpit.jp/>）上で別途掲示し、お知らせするものとします。
なお、特典については本クラブ施設で提示した内容を正とし、会員は、本クラブが随時特典を変更・中止することを了承することとします。
- 第 6 条（入会資格）**
本クラブの入会資格は以下のとおりです。
1.年齢満 16 歳以上の方。
2.本クラブ施設の利用に耐えうる所定の健康状態であることを自らの責任のもとに会社に申告した方。
3.暴力団等の反社会的勢力に属さず、一切関係していない方。
4.心臓病・高血圧症・伝染病及びこれに類する疾患のない方。
5.本規約に同意し、その他利用規則等を遵守できる方。
6.過去に会社より除名などの通告を受けていない方。
7.その他会社が会員として不適当と認める事由のない方。
- 第 7 条（入会手続き）**
本クラブへの入会を希望する方は、本規約に同意したうえで、本クラブ施設の受付にて所定の手続きを行っていただきます。
- 第 8 条（会員資格の取得）**
本クラブへの入会を希望する方は、前条の入会手続きが完了し、本クラブが発行・貸与する会員証を受領した時点において、会員資格を取得したものとします。
- 第 9 条（会員資格の相続、譲渡）**
会員は、本クラブの会員資格を会員以外の第三者に相続・譲渡することはできません。
- 第 10 条（利用規則等の遵守）**
会員は、本クラブ施設の利用にあたり、本規約及びその他の利用規則等を遵守し、施設スタッフの指示に従うとともに、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。
- 第 11 条（免責）**
1.会員が、本クラブ施設の利用中に、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害について、会社は、当該損害を賠償する責を一切負いません。
2.会員が、本クラブ施設外で、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害について、会社は、当該損害を賠償する責を一切負いません。
- 第 12 条（会員の損害賠償責任）**
会員が、本クラブ施設の利用中に、会員の責に帰する事由により会社又は第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害を賠償する責を負うものとします。
- 第 13 条（退会）**
1.会員資格は、会員から本クラブに対し退会の申し入れがあるまで継続されます。
2.退会の申し入れは、所定の書面により行っていただきます。

第 14 条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれか一つに該当した場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。その場合、会員は速やかに会員証を会社に返還しなければならないものとします。

- 1.前条に基づき会員から退会の申し入れがあった場合。
- 2.次条に基づき除名された場合。
- 3.会員本人が死亡した場合。
- 4.経営上やむを得ない事由により、会社が本クラブ施設の全部を閉鎖した場合。
- 5.暴力団その他の反社会的勢力に属していること又は関係していることが明らかになった場合。

第 15 条（会員除名）

会員が次の各号のいずれか一つに該当した場合、会社は、その会員を本クラブから除名することができます。除名された会員は、以後、本クラブ施設を一切利用することはできません。

- 1.会員規約等に違反した場合。
- 2.本クラブの名誉・信用を傷つけ、本クラブの会員としてふさわしくない行為をした場合。
- 3.法令に違反する行為があった場合。
- 4.本クラブ又は本クラブ施設の運営に支障を与えるような行為をした場合。
- 5.危険な行為、又は他の会員に対する迷惑行為があった場合。
- 6.その他、会社が本クラブの会員としてふさわしくないと認めた場合。

第 16 条（施設の一時的閉鎖、一時的休業）

次の各号のいずれか一つに該当する場合、会社は、本クラブ施設の全部若しくは一部の閉鎖、又は休業をすることができます。

- 1.気象災害、その他外因的事由によりその災害が会員に及ぶと会社が判断した場合。
- 2.施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。
- 3.定期休業等による場合。
- 4.その他重大な事由によりやむを得ない場合。

第 17 条（利用の禁止）

会社は、次の各号のいずれか一つに該当する方の施設利用を禁止します。

- 1.刺青、タトゥーのある方。
- 2.伝染病、その他、他の施設利用者に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- 3.一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
- 4.飲酒等により、正常に本クラブ施設を利用できないと会社が判断した方。
- 5.医師から運動を禁止されている方。
- 6.過去に会社より除名の通告を受けた方。
- 7.その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した方

第 18 条（本クラブ施設の利用方法について）

- 1.会員は、本クラブ施設の利用にあたっては、マナーを守り適切に本クラブ施設を利用しなければならないものとします。
- 2.15 歳以下の方は、父母のどちらか同伴の上、本クラブ施設を利用できるものとします。施設利用料については、第 5 条の定めに従うものとします。
- 3.本クラブ施設の利用可能な時間については、会員が本クラブ施設で受付した当日の営業時間中に限るものとします。ロッカー内の放置された物は忘れ物とみなし、会社は第 19 条第 4 項に従って取り扱いします。

第 19 条（更衣室の利用方法について）

会員は、更衣室を利用する場合、以下の注意事項を遵守していただきます。

- 1.更衣室を清潔に使用するよう心がけてください。
- 2.更衣用ロッカーは利用者一人につき、1 つのロッカーしか利用できません。また、複数者でロッカーを共同使用することもできません。
- 3.更衣室での飲食は、水分等の補給を除き原則禁止とします。著しく臭いのあるものなど、他の利用者の迷惑になるものの飲食は禁止します。
- 4.ロッカー内の忘れ物について保管可能なものについては会社が 1 ヶ月間保管しますが、汚れた衣服、傘等の保管に耐えないものは会社の判断により廃棄します。
- 5.更衣室での盗難、紛失について会社は一切責任を負いません。
- 6.ロッカーの鍵をなくされた場合は、鍵代として 8,400 円（税込）をいただきます。

第 20 条（シャワーブースの利用方法について）

会員は、シャワーブースを利用する場合、以下の注意事項を遵守していただきます。

- 1.シャワーブースを清潔に使用するよう心がけてください。
- 2.シャワーブース利用後、ブース内で可能な限り体を拭いて、ブースを出てください。
- 3.シャワーブースを多くの方が利用できるよう譲り合って使用してください。
- 4.備え付けのシャンプー、リンス、ボディソープ等は持ち帰らないでください。

第 21 条（レンタル品の利用）

- 1.会社は、別途「Run Pit 会員規約細則」に定めるレンタル品を、会員に貸与することができるものとします。
- 2.レンタル品の貸与を希望する会員は、本クラブ施設の受付に申し出て所定の手続きを行ってください。
- 3.レンタル品の貸与を受けた会員は、第 5 条に定める施設利用料のほかに、レンタル品の使用料を支払っていただきます。
- 4.レンタル品について、会員は、当該物品の本来的な用法に従い、適切に使用してください。レンタル品を返却する場合には、可能な限り汚れを落として返却してください。
- 5.会員がレンタル品を毀損し、紛失し、又は著しく汚した場合には、当該会員は、会社に対し、当該レンタル品の購入価額相当額を賠償するものとします。
- 6.会員が施設内外でレンタル品を使用している怪我・事故等に関して、会社の責めに帰すべき事由による場合は当該レンタル品の使用料相当額を上限として賠償責任を負うものとします。但し、会社の故意又は重大な過失に基づく場合は当該上限を適用しないものとします。

第 22 条（メールマガジン）

- 1.会社は、所定の方法により購読登録した会員に対し、本クラブの情報その他当社若しくは第三者の商品・サービスに係る広告等の情報を提供するメールマガジン（以下「本メールマガジン」という）を配信します。本メールマガジンの内容、配信スケジュール等の詳細については、当社が別に定めるホームページにてご案内します。なお、本メールマガジンの購読料は無料ですが、本メールマガジンの受信に係るパケット通信料その他の通信費用は、会員に負担していただきます。
- 2.会員は、本メールマガジンに記載される文章、画像等の全部又は一部を複製、転載、翻案、改変、転送する等、当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしてはなりません。
- 3.会社は、本メールマガジンにて提供する情報について、その完全性、正確性、有用性等のいかなる保証も行いません。会社が、本メールマガジンの情報を利用した結果について、何ら責任を負いません。
- 4.会社は、本メールマガジンの配信中止、配信遅延、一時的な配信停止等によって発生した損害について、責任を負いません。
- 5.本メールマガジンの購読登録を解除する場合は、所定の方法により行っていただきます。

6.会員が登録したメールアドレスが、存在しない、第三者のメールアドレスと認められる、その他、本メールマガジンを適正に配信することができない場合、会社は、購読登録を解除することがあります。

第 23 条 (本規約の変更)

会社は、会員規約等を変更することができるものとします。この場合、本クラブの運営、本クラブ施設の利用条件その他の一切の事項は、変更後の会員規約等によるものとします。

◆Run Pit 利用規約細則◆

第 1 条 Run Pit 利用規約細則 (以下「本細則」という) に定める用語の意義は、別段の定めがない限り、Run Pit 会員規約 (以下「本規約」という) に定める用語の意義と同一とします。

第 2 条 (本クラブ施設の営業日等)

1.本クラブ施設の営業日は、次の各号に定める日以外の日とします。

(1)年末(12月31日)

(2)年始(1月1日、1月2日、1月3日)

2.本クラブ施設の営業時間は以下のとおりとします

(1)平日は 7 時から 22 時まで

(2)土曜、日曜及び祝日は 8 時から 18 時まで

3.本クラブは、第 1 項に定める営業日又は第 2 項に定める営業時間を、変更することがあります。この場合、1 週間前までに、その旨を本クラブ施設内に掲示、又は本クラブのホームページに掲載するものとします。

4. 前三項によるほか、本規約第 16 条に定める場合、本クラブ施設の一時的閉鎖、一時的休業をすることがあります。

第 3 条 (レンタル品)

本規約第 21 条第 1 項に定めるレンタル品は、以下のとおりとします。但し、レンタル品は、予告なく追加・変更されます。

(1) 携帯電話

(2) レンタルウェア

(3) レンタルタオル

(4) レンタルキャップ

(5) レンタルシューズ

2. レンタル品の使用料は、別に定めるところによります。

第 4 条 (本細則の変更)

会社は、本細則を変更することができるものとします。この場合、本クラブ施設の営業日、レンタル品その他の一切の事項は、変更後の細則によるものとします。

Run Pit Point 規約

第 1 条 (目的)

Run Pit Point 規約 (以下「本ポイント規約」という) は、本規約に基づき本クラブに会員登録をした会員 (以下「会員」という) に対して、Run Pit Point と呼称するポイント (以下「本ポイント」という) を提供するに当たり、その諸条件を定めるものです。本ポイント規約に定める用語の意義は、別段の定めがない限り、Run Pit 会員規約 (以下「本規約」という) に定める用語の意義と同一とします。

第 2 条

1.本クラブ施設が別途本クラブ施設または本ホームページで指定する方法で、走行した結果に基づき本ポイントを付与するものとします。

2.皇居 1 周 (に相当する 5km 以上) の走行で 1 ポイント付与し、追加 1 周毎に 1 ポイント加算するものとします。

3.本ポイントの付与は、会員が本クラブ施設を利用した当日の皇居周回時の走行距離 (以下「対象走行距離」という) を算定の対象とします。

4.皇居周回後、本クラブ施設に戻った際に受付に対象走行距離を申請頂き、本クラブ施設のスタッフが、会員のランニング用走行距離・経路記録アプリを確認の上、本ポイントの付与を実施するものとします。

5.本ポイントの付与は、会員が申請頂いた日の翌日の営業時間内に実施されるものとし、本ポイント付与後に再度本クラブ施設へ会員が来店時に使用可能とします。

第 3 条 (ポイント付与の制約)

1.1 日あたりの本ポイントの最大付与数は、会員毎に 5 ポイントまでとします。

2.皇居周回以外の場所での走行や、皇居は周回したが、本クラブ施設を利用しない場合は本ポイント付与の対象外とします。

3.本クラブ施設を使用した当日中に会員が本ポイントの申請を行った場合のみ本ポイントを付与します。

4.本ポイント付与の対象行為は「歩く」、「走る」の 2 種類とし、自転車、自動車等走行またはこれらに準ずる速度で計測された行為については本ポイント付与の対象外とします。

第 4 条 (ポイントの特典)

1.本ポイント付与後の会員への特典提供については、別に定めるところによります。

2.本ポイントの特典を選択した場合、特典と交換するポイント分が会員の本ポイント合計から減算されるものとします。

この規約に全て同意し、署名致します。

年 月 日

ご署名 : _____

Run Pit

